

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 6 号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成 9 年函館市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「前条第 5 項」を「前条第 4 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「第 1 1 条第 4 項」を「第 1 1 条第 3 項」に改める。

第 1 9 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 2 0 条第 1 項を次のように改める。

市営住宅等の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

第 2 0 条第 2 項中「前項」を「市営住宅等」に改め、「ときは」の後ろに「、前項の規定にかかわらず」を加える。

第 2 1 条第 4 号中「に規定する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第 3 8 条第 3 項および第 4 5 条第 1 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

第 5 1 条中「第 1 1 条第 4 項」を「第 1 1 条第 3 項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 1 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に入居許可書を交付される者について適用し、同日前に入居許可書を交付された者（市長が定める者を除く。）については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

入居の手續に係る連帯保証人を要しないこととし、修繕に要する費用に係る入居者の負担に関する規定を改め、民法の一部改正に伴い敷金に関する規定を整備し、および公営住宅法の一部改正に伴い明渡しの請求に係る家賃の利息に関する規定を整備するため